

# 財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成26年7月15日公表)

IF  
O  
VA  
S

高松市監査委員告示第15号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた  
旨の通知があったので、地方自治法第199条第  
12項の規定により公表します。

平成26年7月15日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

## 高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp

## 【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.7.15

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	対象部局	所管課等	措置通知日
No.1	H13	H13.11.22	第24号	意見	高松市が高松競輪場臨時従事員共済会に支出した交付金の返還金が遅延しないように指導されたい。	P6	創造都市推進局	競輪場事業課	H26.3.31
No.2	H25	H26.2.20	第2号	意見	備品の管理について	P4	都市整備局	都市計画課	H26.6.16
No.3	H25	H26.2.20	第2号	指摘	個人情報の適正な管理について	P5			H26.6.16

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局等	平成13年度 財政援助団体監査 【産業部 競輪局事業課／高松競輪場臨時従事員共済会】		
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第24号	告示日	平成13年11月22日
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年3月31日
指摘・意見の項目	高松市が高松競輪場臨時従事員共済会に支出した交付金の返還金が遅延しないように指導されたい。		
内容	監査の結果、出納その他の事務についてはおおむね適正に処理されていたが、高松市が高松競輪場臨時従事員共済会に支出した交付金の精算の結果生じた返還金について、その返還に一部遅延が見受けられたので、今後このようなことがないように高松市会計規則第80条第2項を遵守し、精算により精算残金が生じたときは、直ちにこれを返納するよう、同共済会を指導されたい。		
公表文該当ページ	6ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei13/1122.html">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei13/1122.html</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	創造都市推進局 競輪場事業課
措置結果	高松競輪場臨時従事員共済会に対し、高松市からの交付金を精算した結果、生じた残金については、高松市会計規則第80条第2項の規定により、直ちにこれを返納するよう指導した。

## 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象部局等		平成25年度 財政援助団体等監査 【都市整備局 まちなか再生課／シンボルタワー開発(株)】	
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成26年2月20日
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日
指摘・意見の項目	備品の管理について		
内容	<p>サンポート高松高松市立駐車場等公の施設の管理に関する基本協定書第18条では、備品の帰属についての規定がなされているが、指定管理者は、備品管理シール等により市の備品と持込備品を区別して使用しているものの、一部、帰属が明確ではない備品を使用している例が見受けられたので、今後においては、市の管理監督責任を果たすため、備品台帳や持込備品管理簿を定期的を確認するとともに、指定管理者に対し、適正な備品の管理や帰属についての指導に努められたい。</p>		
公表文該当ページ	4ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei25/z220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei25/z220.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	都市整備局 都市計画課
措置結果	<p>備品の管理については、平成26年度から備品台帳を作成し、帰属が明確でない備品の確認を行うとともに、今後は作成した備品台帳を基に適正に管理することとした。</p>

## 財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象部局等	平成25年度 財政援助団体等監査 【都市整備局 まちなか再生課／シンボルタワー開発(株)】		
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成26年2月20日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年6月16日
指摘・意見の項目	個人情報の適正な管理について		
内容	<p>サンポート高松高松市立駐車場等公の施設の管理に関する基本協定書第23条第2項の規定により、指定管理者は高松市個人情報保護条例を参考に、個人情報を保護するために必要な内部規程を定め、点検・監査体制を整備するなどの措置を講じなければならず、またその場合には、市と事前に協議し、承認を得なければならないとされているが、指定管理業務における個人情報保護に係る内部規程が定められておらず、またその点検・監査体制の整備及び講じた措置について、事前協議の内容や点検・監査の証跡が残されていないので、内部規程を定めるとともに、その点検・監査の内容等を記録するなど、個人情報の適正な管理に努められたい。</p>		
公表文該当ページ	5ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei25/z220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei25/z220.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置			
所管課等	都市整備局 都市計画課	対象団体	シンボルタワー開発(株)
措置結果	<p>個人情報の適正な管理については、平成26年5月27日付けで個人情報保護取扱規程を定め、今後、月に一度点検を行うなど適正に管理することとした。</p>		